

静岡県告示第601号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和4年静岡県告示第412号により指定した要措置区域の全部の指定を次のとおり解除したので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示する。

令和4年8月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 指定を解除した要措置区域

裾野市御宿字上アライ1126番1、同字朴ノ木平1200番1、同字平六沢1205番4の各一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物

3 規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた措置等

基準不適合土壤の掘削による除去

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び東部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）